

食品の安全・消費者の信頼確保対策事業実施要領

制 定 平成 28 年 3 月 29 日 27 消安第 6183 号
最終改正 令和 2 年 3 月 30 日 元消安第 6123 号

第 1 趣旨

食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものである。このため、将来にわたって食料を安定的に供給することが必要である。一方、その安全確保については、我が国における食生活を取り巻く環境の変化に伴い、これまで以上に関心が高まっているところである。

このような状況の下、将来にわたって、安全な食料を安定的に供給していくためには、食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）及び食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）に則し、必要な施策を着実に推進していくことが不可欠である。

食品の安全・消費者の信頼確保対策事業は、このような観点から、安全な食料を安定的に供給していくために緊要な施策を総合的に推進し、もって消費者の信頼確保を図るものである。

第 2 目標

食品の安全・消費者の信頼確保対策事業は、第 1 の趣旨を踏まえ、農産物の安全性確保の強化等を通じた食品の安全・消費者の信頼の確保を達成するものとして、農林水産省政策評価基本計画（平成 27 年 3 月 31 日農林水産大臣決定）の第 5 の 1 の（2）に基づき設定された目標の達成を助長すべく総合的に施策を推進するものである。

第 3 事業の種類、内容等

食品の安全・消費者の信頼確保対策事業で実施する事業の種類、事業の内容及び事業実施主体は別表に掲げるとおりとする。

第 4 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、毎年度、事業実施計画書を作成し、農林水産省消費・安全局長（以下「消費・安全局長」という。）に提出して、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の変更

事業実施計画の変更のうち、消費・安全局長が別に定める重要な変更については、1 に準じて行うものとする。

第 5 助成

国は、毎年度、予算の範囲内において、この事業の実施に必要な経費につき別に定めるところにより補助するものとする。

第 6 推進指導

事業実施主体は、事業の円滑かつ適正な推進を図るため、それぞれの事業の間の相互関連、有機的連携等に十分配慮するものとする。

第 7 報告等

事業実施主体は、第 4 に準じて事業の実施計画の承認先に対し、消費・安全局長が別に定めるところにより、事業の実施状況等を報告するものとする。

第 8 収益納付

1 事業実施主体は、消費・安全局長が別に定めるところにより、当該事業の実施に伴う企業化等による収益の状況を報告するものとする。

2 国は、1 の報告に基づき、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認める場合には、消費・安全局長が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対して、納付を命ずることができるものとする。

第 9 その他

1 国は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

2 食品の安全・消費者の信頼確保対策事業の実施につき必要な事項は、この要領に定めるもののほか、消費・安全局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

1 この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 この通知の施行に伴い、食の安全・消費者の信頼確保対策事業実施要領（平成 20 年 4 月 1 日 19 消安第 15443 号農林水産事務次官依命通知。（以下「旧要領」という。））は廃止する。ただし、旧要領によって平成 27 年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 この通知による改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領によって実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 この通知による改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領によって実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 この通知による改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領によって実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領によって実施した事業については、なお従前の例によることとする。

別表（第3関係）

事業の種類	事業内容	事業実施主体
動物用医薬品対策事業	<p>動物用医薬品対策事業</p> <p>(1) 動物用医薬品の承認申請資料に関する国際基準作成推進事業 基準への我が国の実態の反映及び当該国際基準の新興国への普及啓発活動を行う。</p> <p>(2) 新技術を活用した動物用医薬品等基準等作成推進事業 動物用医薬品等の承認審査に必要な資料作成の適正化及び当該承認審査の迅速化のため、新技術を活用した動物用医薬品等の承認申請資料の作成に必要な各種試験方法のガイドライン作成を行う。</p> <p>(3) 新技術を活用した動物用医薬品実用化促進事業 新技術を活用した動物用医薬品の実用化に必要な安全性や有効性の試験を実施する。</p> <p>(4) 希少疾病等用動物用医薬品実用化促進事業 防疫上重要かつ日本で発生がない疾病や、市場規模が小さい動物の疾病等に対する動物用医薬品の実用化に必要な安全性や有効性の試験を実施する。</p> <p>(5) 薬剤耐性菌リスク低減のための動物用ワクチン等実用化促進事業 薬剤耐性対策として、抗菌剤の使用機会の減少に資するワクチン、免疫賦活剤並びに抗菌剤の代替となる薬剤及び飼料添加物の実用化に必要な安全性や有効性の試験を実施する。</p>	消費・安全局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体